

11月から

# 埼玉県思いやり駐車場制度を開始します

埼玉県思いやり駐車場制度とは、障がいのあるかたや要介護状態のかた、妊産婦のかたなど、歩行が困難と認められるかたに利用証を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている車椅子利用者用駐車区画及び優先駐車区画の適正利用を推進する制度です。市でも申請を受け付けます。詳細は、県ホームページをご覧ください。



**問合せ** 県福祉政策課 ☎830-3223、市福祉課障害福祉担当 ☎768-3111 (内線)138、市長寿支援課高齢福祉担当 ☎768-3111 (内線)136、市子ども支援課子どもの健康担当 ☎768-3111 (内線)151

## ▶ 利用証(3種類)

駐車時にルームミラーに掲示してください。交付対象者、申請方法は県ホームページで確認できます。



車椅子利用者用



その他の高齢者、障がい者等用



妊産婦、けが人等用

## ▶ 利用できる駐車区画(イメージ)

区画のある施設は県ホームページで確認できます。



車椅子利用者用駐車区画

優先駐車区画

## 交付対象者及び申請先等

区分	申請に必要な書類等	有効期間	申請先
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で交付基準※に該当するかた	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	対象者としての基準に該当しなくなるまで	福祉課障害福祉担当
難病患者	特定疾患医療受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれか		
けが人等で交付基準※に該当するかた	医師の診断書もしくは意見書または公的機関の証明書等、身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)	診断書等で必要と認める期間(原則1年以内)	福祉課障害福祉担当
その他車椅子の常時使用が必要と認められるかたで交付基準※に該当するかた		対象者としての基準に該当しなくなるまで	
高齢者等(要介護1以上のかた)	介護保険被保険者証		長寿支援課高齢福祉担当
妊産婦(出産後は乳児と同伴の場合に限る)	母子健康手帳	妊娠7か月から産後1年まで	子ども支援課子どもの健康担当、蓮田駅西口子育て世代包括支援センター

※交付基準の詳細は、県ホームページで確認できます。

### 申請方法

申請書(福祉課・長寿支援課・子ども支援課・県ホームページから入手)に必要な書類を添えて持参、郵送または県電子申請。  
※家族などが代理で申請する場合、代理人の本人確認書類が必要。

**申請受付開始日** 11月1日(水)から